

# 産婦健康診査にエジンバラ産後うつ問診票(EPDS)を導入 =平成30年度 母子保健対策小委員会(切れ目ない支援体制の構築)=

■ 日 時 平成30年9月26日（水）午後1時30分～午後3時10分

■ 場 所 鳥取県西部医師会館1階 第1会議室

■ 出席者 10人

中曾・伊藤・笠木・瀬口・長田・廣江各委員

鳥取県助産師会：西江助産師

県子育て応援課：太田保健師

健対協事務局：岩垣課長、神戸係長

## 報 告

### 1. 鳥取県産婦健康診査全県統一導入についてのアンケート調査結果について

#### 1 新たな公費負担による産婦健康診査の実施について

##### (1) 産婦健康診査の導入は可能か

産婦人科標準医療機関について、回答のあった19施設のうち分娩取扱いのある13施設すべてが可能と回答。また、分娩取扱いのない6施設のうち3施設が実施可能または未定と回答。

助産所について、回答のあった9施設（分娩取扱いのある施設はなし）のうち、可能と回答があったのは1施設。未定4施設。

##### (2) 導入が可能な場合の実施予定者

産婦人科標準医療機関について、実施予定者は主に医師または助産師であると回答。

##### (3) 他院で分娩した産婦の健診受け入れは可能か

産婦人科標準医療機関について、産婦健康診査の導入が可能または未定と回答した16施設のうち、受け入れ可能と回答したのは12施設。未定4施設。

### 2 産婦の健康支援の実施状況について

#### (1) 既に独自で取り組んでいる産婦への支援

既に独自で産婦健康診査に取り組んでいるのは、回答のあった産婦人科標準医療機関19施設のうち13施設、助産所9施設のうち3施設。（その他）電話相談、来所相談、デイケアやショートステイ等多くの産婦人科医療機関が既に独自の産婦支援を行っている。

#### (2) 産婦健康診査を実施している場合の回数

1回が最も多く、2回、必要時は2回以上と続くが、施設数の大きな差はない。

#### (3) 産婦健康診査を実施している場合の時期

産後4週間（1ヶ月健診）はすべての婦人科標準医療機関で実施。ほか、産後2週間に健診時期を設けている施設が多い。

#### (4) 産婦健康診査を実施している場合のエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)実施時期

産婦人科標準医療機関のうちEPDS実施は5施設。産後2週間、4週間のタイミングで実施されている。

助産所では、実施2施設中どちらも産後4週間で実施。

#### (5) 産婦健康診査を実施している場合の金額

1回5,001円以上の金額を設定している施設はなかった。

## 協議

### 1. 産婦健康診査事業について

#### ①事業の名称について

「(仮) 産婦健康診査」とする。今後、全国的に名称を統一するような動きがあれば、それに合わせる。

#### ②実施時期及び回数について

原則、産後2週と4週の2回行う。

#### ③問診票について

エジンバラ産後うつ問診票を必ず使用する。必要に応じて他の質問票等の併用も検討する。

回答結果が健診機関に残せるよう複写式が望ましい。

#### ④内容について

健診項目に乳児に関する項目を含めるかどうか、引き続き検討する。

なお、現在、県内で実施されている産婦健診では、産婦に関する項目に加え、乳児に関する項目も包括的に実施することが多いが、新たに開始する事業で、料金を定める場合には、産婦と乳児を分けて考えておくべきとの意見があった。

#### ⑤精神科との連携について

精神科の受診が必要と思われる方を素早く円滑に紹介できる連携体制を構築したい。

各地区で開催される「心の医療フォーラム」において、精神科医等に情報提供と協力依頼を行う。

#### ⑥アンケート実施時の各施設からの意見について

乳房ケアの充実を望む意見が比較的多く見られた。

#### ⑦実施後の実態調査について

健診実施後、医師または保健師等が受診者に何らかの異常を認めた場合、健診結果がどうであったかの振り返りが出来る体制が必要。

## その他

県子育て応援課より、平成30年9月6日の新聞報道資料をもとに、妊娠死率数の約3割を自殺が占めていることなどについて報告があった。

次回委員会は、必要であれば来年1月以降に開催する。金額について、健診のフロー図、精神科との連携について等細かな最終調整を行う予定。

## 医療機関の禁煙化にご協力下さい。

本会では、禁煙化の促進を図っております。

会員各位の医療機関におかれても、まだ禁煙対策を講じられていないところは、医療機関の禁煙化にご協力ををお願い申し上げます。また、産業医の方は、受動喫煙の防止、事業所内の禁煙化をご指導下さるよう併せてお願ひいたします。

\*日本医師会ホームページ「禁煙推進活動」(<http://www.med.or.jp/people/nonsmoking/000004.html>) より、『当院は禁煙です (No.124)』などのチラシをダウンロードすることができます。